

# 高岡市スポーツ少年団本部規約

## 第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、高岡市スポーツ少年団（以下「少年団本部」という。）と称し事務局を公益財団法人高岡市スポーツ協会（以下「市スポ協」という。）内におく。

## 第2章 目的 及 び 事 業

(目的)

第2条 少年団本部は、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成をはかり本市におけるスポーツ少年団の育成と普及の活発化をはかると同時に、その助成並びに指導をおこなう。

(事業)

第3条 少年団本部は、前条の目的達成のため次の事業をおこなう。

- (1) 少年団の育成指導
  - (2) 〃 育成計画の策定と推進
  - (3) 〃 指導者及びリーダーの養成と組織化
  - (4) 〃 事業の実施
  - (5) 〃 国内外交流事業の実施
  - (6) 〃 体力テストの実施及び講習会
  - (7) 〃 指導者及び単位団（団員も含む）の顕彰
  - (8) 県内青少年団体との連携と交流
  - (9) その他、前条の目的達成に必要な事業
- 2 少年団本部は、本条の事業及び予算・決算に関しては、市スポ協理事会の決議に基づき実施する。
- 3 少年団本部は、市スポ協定款第4条第3号の事業をおこなう。

## 第3章 登 録 及 び 組 織

(登録)

第4条 少年団への加入は登録をもっておこなう。

- 2 少年団へ加入した単位スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団に登録加入する。
- 3 登録は毎年度更新する。

(組織)

第5条 少年団本部は、単位スポーツ少年団をもって構成し、それを代表する組織体とする。また、種目毎の登録団数に応じて専門部会を設けることができる。

## 第4章 役 員

(役員)

第6条 少年団本部に次の役員をおく。

- (1) 本部長 1名
  - (2) 副本部長 若干名
  - (3) 理事（専門部長含） 若干名
- 2 このほか、名誉本部長・顧問・参与をおくことができる。

(役員を選任)

第7条 少年団本部の役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 本部長、副本部長は理事会において推挙し、総会の承認を得て、市スポ協会長が委嘱する。
- (2) 理事は、少年団登録者及び学識経験者より選任し、総会の承認を得て、本部長が委嘱する。
- (3) 専門部長は、部会より推挙し、本部長が委嘱する。
- (4) 名誉本部長・顧問・参与は、理事会の推挙により本部長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 少年団本部の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 本部長は、少年団本部を代表して団務を総括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し本部長事故あるときは、これを代行する。
- (3) 理事は、団務を掌理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

(総会)

第10条 総会は、本部長がこれを招集し、毎年1回開催する。ただし、本部長が必要と認めたときはこの限りではない。

2 総会の議長は本部長がこの任にあたり、議決は出席者の過半数の賛同によるものとし、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) その他、本部長が必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、理事をもって組織し、本部長がこれを招集する。議長は、本部長がこの任にあたり、次の事項を審議する。

- (1) 総会への提出議案の審議
- (2) 総会の議決事項の執行方法に関する事項
- (3) その他、スポーツ少年団事業に必要な事項

(専門部会)

第12条 専門部会は、各種目の単位団代表指導者をもって組織し、部長がこれを招集し、次の事項を審議する。

2 専門部会の役員は、単位団代表指導者の互選による。

- (1) 部会の事業運営全般に関する事項
- (2) その他、部長が必要と認めた事項

## 第6章 会 計

(経費)

第13条 少年団本部の経費は次に掲げるものをもってあて、その会計は市スポ協の定款の定めるところにより処理する。

- (1) 登録料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第14条 少年団本部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 事 務 局

第15条 少年団本部の事務は、市スポ協事務局において処理する。

## 第8章 本 規 約 の 変 更

第16条 この規約は、理事会及び総会において3分の2以上の同意を得たのち、市スポ協理事会の承認を受けて変更することができる。

## 附 則

- 1 本規約は昭和38年5月10日から施行する。
- 2 本規約の施行に関して必要な細則は本部長が定める。

[一部改正] 平成3年6月19日  
(中略)

[一部改正] 平成24年4月24日

[一部改正] 令和6年3月19日 (令和6年4月1日から施行する)